

㉞ 裁判所の働きについて調べて整理したことをもとに一文で説明しよう

教科書p30~31

問1 裁判所について調べ、穴埋めをしましょう。

- 裁判所は、( )にもとづいて、( )をし、( )を守っている。
- 国民はだれでも( )を受ける権利をもっている。また、判決の内容に不服がある場合は、( 回)まで裁判を受けられる。
- 裁判所の働き
  - ①人々の間に起きた起きた争いなどについて裁判を行い、判決を出す。
  - ②罪を犯した疑いのある人が有罪が無罪かの裁判を行い判決を出す。
  - ③( )が憲法に違反していないかを調べる。
  - ④政治が( )に違反していないかを調べる。
- 裁判員制度…刑罰が重い犯罪の裁判に、( )が( )として参加する制度。有罪か無罪か、どのくらいの刑にするかを( )する。

㉟ 裁判所は、( )にもとづいて、問題を解決し、( )を守る役割をしている。

問2 国会・内閣・裁判所（三権分立）の関係を図にあらわしましょう。

国会（立法権）

国民

内閣  
（行政権）

裁判所  
（司法権）